

第6章 環境保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県及び吉見町によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6.1-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6.1-2(1)～(5)に示すとおりである。

表 6.1-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との 関連
埼玉県	埼玉県環境基本条例(平成 6 年 12 月)	○
	埼玉県環境基本計画(第四次)(平成 24 年 7 月)	○
	埼玉県土地利用基本計画(平成 25 年 2 月)	○
	埼玉県国土利用計画(第四次)(平成 22 年 12 月)	○
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画)(平成 27 年 5 月)	○
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画(平成 28 年 3 月)	○
	埼玉県 5 か年計画(平成 24 年 6 月)	○
	埼玉県広域緑地計画(平成 24 年 7 月)	○
	埼玉県景観計画(平成 19 年 8 月)	○
	まちづくり埼玉プラン(平成 20 年 3 月)	○
吉見町	吉見町環境基本条例(平成 23 年 3 月)	○
	吉見町環境基本計画(平成 23 年 4 月)	○
	第五次吉見町総合振興計画(平成 23 年 3 月)	○

表 6.1-2(1) 計画等の内容と本事業で配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例 (平成 6 年 12 月)	事業者は、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。	①工事中 ・排出ガス対策型、低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音、振動等の防止に努める。 ②供用後 ・排ガス処理対策として、ろ過式集じん器や有害ガス除去装置の設置等の適切な処置を行い、大気の保全に務める。 ・ごみの処理に伴って発生するプラント排水は施設内で再利用し、計画地敷地外への排水をなくすことで水質汚濁の防止を図る。
埼玉県環境基本計画 (第四次) (平成 24 年 7 月)	平成 24 年度を初年度とし、21 世紀半ばを展望した 4 つの新たな長期的な目標を設定している。 ・環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり ・再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり ・環境の創造・保全に向けて各主体が取り組む地域社会づくり	・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。 ・施設稼働時には、排ガス処理施設の設置及び、大気汚染防止法等に定められる規制基準値よりも厳しい管理値を設定し、大気の保全に務める。 ・計画地外周辺水路、農耕地に影響のないような計画とする。 ・ごみ焼却に伴い発生する廃熱を利用して発電を行い、電力、蒸気、温水を周辺施設に供給する。
埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)	計画地は「農業地域」の「農用地区域」に該当する。	農地法、農振法の手続きを適正に行うとともに、周辺の農地の耕作に支障のないよう農道や農業用水の付け替え等適切な措置を行う。

表 6.1-2(2) 計画等の内容と本事業で配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県国土利用計画 (第四次) (平成 22 年 12 月)	県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用の実現に向けて、以下の事項が示されている。 【県土利用の基本方針】 ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用	循環型社会の形成に向け、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地を確保した上で、施設の設置を図る。
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 27 年 5 月)	県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。 【温室効果ガスの削減目標】 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を 2005 年比 21%削減する。 【温暖化対策の7つのナビゲーション】 ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO₂吸収源対策) ・低炭素社会への環境教育の推進	新しいごみ処理施設は、従来の「ごみを焼却処理する」役割に加え、ごみの持つエネルギーを最大限に回収して電力や温水に変える「一般廃棄物処理熱回収施設」とするとともに、環境学習に資する施設とする。 また、一般廃棄物処理熱回収施設は「エネルギーセンター」の機能を持ち、電力や温水は施設内で利用するとともに、エネルギーネットワークを介して周辺施設に供給することで温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化防止に貢献する。
第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)	「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向け、循環型社会の形成を目指す方向性として、目標を達成するための 4 つの柱を掲げ施策を展開する。 ・3R の推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・環境産業の育成 ・災害廃棄物対策の推進	本事業は「ごみ処理広域化計画の推進」を受けて行うものであり、当該計画の趣旨に資するものである。 また、事業者として、廃棄物を適正処理するとともに、積極的な情報開示を行い、県民から信頼される廃棄物の処理体制を構築し、施設を整備する。

表 6.1-2(3) 計画等の内容と本事業で配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県 5 か年計画 (平成 24 年 6 月)	平成 24 年度からの 5 か年計画であり、分野別施策の体系「Ⅳ 環境を守り育てる分野」において、以下の事項が示されている。 【基本目標】 ・みどりと川を再生し自然と共存する ・エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ ・環境負荷の少ない循環型社会を創造する 【施策】 ・みどりの再生(身近な緑の保全・創造活用) ・みどりの再生(多様で健全な森林の整備・保全) ・川の再生 ・生物多様性保全の推進 ・環境に配慮した産業社会の構築 ・低炭素な暮らしとまちづくりの推進 ・再生可能エネルギーの活用推進 ・公害のない安全な地域環境の保全 ・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	・計画地の緑地整備は、周辺地域の樹林との連続性を図り、樹種・草種の選定において郷土種を採用して周辺地域と調和した緑地を創出する。 ・ごみ処理施設は、地域の循環型社会に向けた取り組みの中心的な役割を担う施設とし、環境学習にも資する施設とする。 ・ごみ焼却処理施設において、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効利用することで、低炭素社会の推進に貢献する。 ・太陽光発電設備を設置して、再生可能エネルギーの活用を推進する。
埼玉県広域緑地計画 (平成 24 年 7 月)	県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。 【緑の将来像】 ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】 ・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 【緑のネットワーク形成方針】 ・「緑の核」をいかす ・「緑の拠点」をつくる ・「緑の形成軸」でつなぐ 【地形別の配慮事項(低地)】 ・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、集落等が一体となった田園景観が維持されるようにする。	計画地内に周辺地域と調和した緑地を整備する。

表 6.1-2(4) 計画等の内容と本事業で配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県景観計画 (平成 19 年 8 月)	計画地は「田園区域」に属している。周辺地域は大部分が「田園区域」に、一部が「都市区域」に属している。以下の基本目標、基本方針が示されている他、区域区分に応じた規制内容等が示されている。 【基本目標】 ・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 【基本方針】 ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり	周辺環境に配慮し、建屋等に関しては「景観形成基準」に基づき、周辺の景観との連続性に配慮し、敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する。
まちづくり埼玉プラン (平成 20 年 3 月)	将来都市像を実現していくため、「安心・安全」「環境」を前提として、3つのまちづくりの目標を設定している。 ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園との共生	地域の個性ある発展の中のプラス 1 のまちづくりの取り組みとして、人々の出会いと交流の場をとして、施設の周辺には、施設の供給するエネルギーを活用し、健康を増進して健康長寿に寄与する施設、地域の産業振興に資する施設等を整備する。
吉見町環境基本条例 (平成 23 年 3 月)	事業者は、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。	①工事中 ・排出ガス対策型、低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音、振動等の防止に努める。 ②供用後 ・排ガス処理対策として、ろ過式集じん器や有害ガス除去装置の設置等の適切な処置を行い、大気の保全に務める。 ・ごみの処理に伴って発生するプラント排水は施設内で再利用し、計画地敷地外への排水をなくすことで水質汚濁の防止を図る。

表 6.1-2(5) 計画等の内容と本事業で配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
吉見町環境基本計画 (平成 23 年 4 月)	環境基本計画で目指す望ましい環境像として、「人と環境にやさしく、安心して住めるまち」を掲げ、テーマごとに環境目標を定めている。 【大気】 ・きれいな空気をいつまでも保てるまち 【資源・廃棄物】 ・資源を有効利用し、ごみを少なくするまち 【騒音・振動】 ・虫の音、鳥のさえずりを楽しめる静かなまち 【景観・みどり】 ・豊かなみどりと景観を守り育てるまち 【地球温暖化】 ・地球温暖化防止に積極的に取り組むまち 【環境教育】 ・子どもから大人まで環境・を大切にする心を育てるまち	・ばい煙発生施設等の規制基準を遵守するとともに、環境への負荷低減に努める。 ・ごみの焼却処理に伴って発生した熱は、ボイラーや温水熱交換器によって回収され、蒸気、温水、電力に変換し利用する。 ・遮音性の高い部屋に格納する、あるいは独立基礎を設置する等により、騒音・振動の工場棟外への伝播を防ぐ。 ・計画地内に周辺地域と調和した緑地を整備する。 ・環境教育の場、体験学習や現場見学の場を提供する。
第五次吉見町総合振興計画 (平成 23 年 3 月)	政策を進めるにあたり、町民と行政によるまちづくりの視点を次のように定める。 ・人権の尊重と平和の確立 ・町民活動の連携事業促進 ・効率的な行政運営 ・広域行政と広域連携	ごみの効率的な処理、熱の有効利用、ごみ処理経費の縮減等の観点から、9 市町村で一部事務組合を設立し、新たなごみ処理施設を整備し、ごみの広域処理を行う。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域または対象地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、計画地及びその周辺地域における指定状況を表 6.2-1(1)～(2)に整理した。

計画地は、特定猟具使用禁止区域(銃)、地下水採取規制区域、市街化調整区域、農用地区域、景観計画区域(一般課題対応区域)に指定されている。

表 6.2-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象			指定等の有無		関係法令等
			計画地	周辺地域	
自然保護 関連	自然公園法	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保護法
		自然環境保全地域	×	×	
			×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		緑地保全地域	×	×	
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさと並木道	×	×	
		ふるさとの森	×	×	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	○	ラムサール条約
		登記簿に挙げられている湿地の区域	×	×	
		希少野生動植物保護区	×	×	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例
国土防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	○	
	土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害防止法
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
			×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
			○	○	埼玉県生活環境保全条例

注) 周辺地域: 計画地周辺 3km の範囲。 ○: 指定等がある場合。 ×: 指定等がない場合。 - : 該当しない場合。

表 6.2-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		計画地	周辺地域	
土地利用 関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
文化財保 護	史跡・名勝・天然記念物 (国、県、市指定)	×	×	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	吉見町文化財保護条例
		—	×	東松山市文化財保護条例
		—	○	鴻巣市文化財保護条例
		—	×	桶川市文化財保護条例
		—	○	北本市文化財保護条例
		—	○	川島町文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法
	一般課題対応区域	○	○	埼玉県景観条例・埼玉県景観計画
	特定課題対応区域	×	○	
	住民主体の景観形成推進区域	×	×	

注) 周辺地域: 計画地周辺 3km の範囲。 ○: 指定等がある場合。 ×: 指定等がない場合。 —: 該当しない場合。

6.2.2 その他の配慮すべき地域

対象事業の計画地及びその周辺地域には、表 6.2-2 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6.2-2 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	計画地及びその周辺地域での該当の有無
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	△ 周辺地域に保全対象となる施設及び住居地域が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	× 閉鎖性水域は分布しない。
	水道水源水域及び湧水地につながる地下水	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	○ 計画地及びその周辺地域に水田、農業用水路が分布する。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること	× 計画地及びその周辺地域は主に水田として利用されており、平坦地形となっている。
	重要な地形、地質及び自然現象	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	○ 計画地は吉見町洪水ハザードマップでは200年に1回程度発生する大雨での荒川氾濫で浸水深さ2.0～5.0m未満が予想される。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生息環境	△ 周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める	○ 計画地及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史、文化のなかで育まれてきた自然環境	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	× 計画地及びその周辺地域には分布しない。
	水辺や身近な緑地等地域住民が日常的に自然とふれあう場	△ 周辺地域には公園等が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	△ 周辺地域には、県、市指定の文化財が分布する。

○：計画地において、配慮されるべき地域等が存在している。

×：計画地及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△：計画地において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在している。

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

(1) 計画地において対象事業を実施することが必要な理由

計画地の選定にあたっては、「計画標準(案) 建設省 昭和 35 年」、「第 6 版 都市計画運用指針 国土交通省 平成 22 年」及び「都市施設マニュアル第 4 版 埼玉県 平成 10 年」と、吉見町内の特性を考慮し、建設候補地の基本的な 8 視点及び必要となる敷地面積を考慮して 8 箇所抽出した。

その 8 箇所について候補地評価基準により 10 項目を評価し、最も点数が高い地点として今回の計画地を選定したことから、本計画地が対象事業を実施する上で最も適した候補地である。

さらに、本事業計画では、ごみの適正処理や資源化を推進するとともに、構成 9 市町村の保有する既存施設ではほとんど行われていない熱回収等を行い、ごみのもつエネルギーを効率的に利用する施設を建設予定である。施設周辺には、施設の供給するエネルギーを活用した余熱利用施設(健康増進施設)、スポーツ広場等を整備し、地域環境への配慮はもちろんのこと、地域産業を振興し地域コミュニティの拠点となるべく、構成 9 市町村の意向及び地元の意見要望等を十分に踏まえた地域貢献型施設を設置する予定であることから、本計画地において対象事業を実施することが必要である。

(2) 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

構成 9 市町村の保有するごみ処理施設は稼働後 30～38 年が経過し、適正な維持管理に努めてきているが、経年的な老朽化が進行しており、適正なごみ処理を継続するためには新たな施設建設が喫緊の課題となっている。

あわせて、本計画地は前述したとおり、対象候補地 8 箇所から最も適した候補地として選定されたこと、また、計画地(建設予定地)の決定を受け地元説明会や地権者説明会等を実施し、一定の理解を得られていることから、本事業実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6.2-1(1)～(2)及び表 6.2-2(6-7～6-9 ページ)に示した地域に対する立地回避以外の回避または低減措置は表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	学校その他の環境の保全に配慮が必要な施設の存する地域及び良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避または低減に努める。 水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避または低減に努める	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避または低減に努める。 動植物の生息・生育空間の分断、孤立化の回避に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	水辺や身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避または低減に努める。	特になし。

< 余白 >